

あゆみ速報

原研労組中執ニュース

原子力平和利用三原則
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

2018年12月期一時金要求書の提出!

10月31日に「2018年12月期一時金について(要求書)」を原子力機構に提出しました。要求書は人事院勧告や閣議決定のみにとらわれることなく、自主性・独立性を発揮するように求める内容としました。併せて、エリア勤務制度による減額の撤廃・緩和、臨時要員や再雇用嘱託についての処遇改善も盛り込まれております。以下に要求書の内容を記します。

11月15日に予定されている団体交渉では、前回のあゆみ速報70-09でお知らせした「2018年度 秋季賃金・労働条件改善要求書」と今回の「2018年12月期一時金要求書」の2件に対して交渉を行い、賃金改定と合わせ実りある回答をするよう求めています。皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

2018年12月期一時金について(要求書)

標記について下記のとおり要求する。11月16日までに貴職出席の団体交渉を原子力科学研究所にて開催し、文書をもって誠意ある回答をされたい。

1. 我々、国立研究開発法人労働者には、労働三権が保証されており、すべての労働条件は労使の自主交渉で決定されるものである。貴職が、政府の干渉を排し、使用者として職員の処遇と家族の生活維持を真剣に考え、自主性を発揮した回答をするよう要求する。
2. 一時金の配算にあたっては、今までのような「役職手当を含む支給式」、「役職者への特別加算」、「職務別傾斜加算」など役職者層に非常に厚い配算を改め、全職員同一算式で支給するよう強く要求する。加えて、8級、9級を含む全職員の一時的金原資に関する基礎データを提示するよう要求する。また、エリア勤務制度により給与の減額措置を適用されているものに対しても、削減なしの支給を要求する。臨時用員及び定年後再雇用職員については、処遇自体が低く押さえられている現状を考慮し、大幅な増額を強く要求する。

3. 支給式を以下のとおり要求する。

職員 : 本給額×3.2+10,000F+55,000

臨時用員 : (141,000+6,000N)×3.2+10,000F+55,000

定年後再雇用常勤職員 : (報酬月額+地域調整手当)×2.8

定年後再雇用非常勤職員 : (報酬月額+地域調整手当)×1.0

ただし、エリア勤務制度による本給減額対象者においても本給額は削減しないこと。

F : 家族手当の支給対象者およびこれを除く税法上の扶養家族の合計数

N : 勤続年数

原研労組に加入し、労働条件の改善と働きがいある職場をともにめざしましょう。(内線 Tel. 81-5413, 81-5414)

URL <http://orange.zero.jp/genkenrouso.wing/> E-mail genkenrouso@muse.ocn.ne.jp

4. 一時金の期間率を以下のように改善するよう要求する。

(1) 欠勤者の期間率

欠勤日数	期間率
20日以上、30日未満	1.00
30日以上、50日未満	0.97
50日以上、70日未満	0.93
70日以上、90日未満	0.89
90日以上	0.85

(2) 中途採用者及び退職者の期間率

中途採用者	退職者	期間率
6月1日以前の採用者		1.00
6月1日を除く		
6月中の採用者	11月中の退職者	0.95
7月中の採用者	10月中の退職者	0.87
8月中の採用者	9月中の退職者	0.79
9月中の採用者	8月中の退職者	0.70
10月中の採用者	7月中の退職者	0.55
11月中の採用者	6月中の退職者	0.40

(3) 死亡退職者の期間率

死亡退職者については、原研労組の要求する退職者の期間率に準ずること。

5. 育児休業者の一時金における支給対象在職期間及び期間率

(1) 12月一時金の支給対象在職期間は、2018年6月2日から2018年12月1日とすること。

(2) 支給対象在職期間の全期間を休業しているものについては、育児休業期間の2分の1を勤務しているものとして支給すること。

(3) 12月一時金の期間率は、育児休業期間の2分の1と勤務実績を合算して得られる日数により下表のとおりとすること。

育児休業期間の2分の1と勤務実績を合算して得られる日数	期間率
120日未満	0.90
120日以上、150日未満	0.94
150日以上、164日未満	0.98
164日以上	1.00

6. 一時金の支払日は、12月3日とすること。

以上

QST 2018年度秋季賃金・労働条件改善及び一時金要求書

11月1日に量研機構（QST）に対して下記の秋季要求書を提出しました。

- 「2018年度 秋季賃金・労働条件改善要求について」
- 「2018年度 12月期 期末手当要求について」

QSTでは旧放医研時代より国家公務員準拠をよとする経営姿勢が強く、JAEAから転籍した職員にも処遇の切り下げなどが生じております。

今後、団体交渉などで処遇や職場環境の改善を求めていきたいと思っております。

原研労組 組合員募集中！

原研労組では、組合への加入申込を随時、受け付けております。原子力機構・量研機構において働いていらっしゃる博士研究員の方、任期付職員の方、アルバイトの方、臨時用員の方、継続雇用（嘱託）の方、職員の方など、機構と直接、契約・雇用関係がある方であれば、どなたでもご加入できます。

お誘い合わせの上、原科研内の組合事務所までお越しいただくか、または下記の原研労組メールアドレスまでご連絡ください。

genkenrouso (atmark) muse.ocn.ne.jp
{ (atmark) を@に変更してメールをお送りください。 }

労働条件や、職場環境など、より良いもの、より働きやすい職場を目指して一緒に考えませんか？

原研労組の活動について

< 活動の2本柱 >

- ①賃金、労働条件（研究環境を含む）を改善させる。
- ②原子力の平和利用三原則と安全を守る。

一人ひとりには弱いけど・・・

勤務時間、休暇制度等の諸制度がどのようにして決まっていくかご存知でしょうか？

これらは労働組合と機構が交渉して決めています。組合が獲得した労働条件は、組合員に限らず職員全体に適用されています。

使用者である機構に比べて、私たち一人一人の職員は非常に弱い立場です。

賃金の額や勤務時間、休暇制度あるいは仕事の進め方まで、不満や改善提案があっても職員一人の声ではなかなか実現できません。

また、職場での不当なハラスメントも個人ではなかなか対処しにくいものです。個人の小さな力も、組合に結集し、多くの職員の要求や声をあわせれば大きな力になり、機構の対応を変えさせられます！

原研労組は、これまでの労使交渉などで、現在の労働条件、職場環境を作り上げてきました。原研労組に集結して、諸先輩方が築いてきたものを守り、さらに発展させていきましょう！

～中央執行委員 補充選挙の案内～

以前よりお知らせしてきましたが、第70期中執5人のうち2人は、現在、嘱託の非常勤で働いており、2019年3月には雇用契約が終了する予定です。そのため12月頃には労組選挙規則に従い、中央執行委員の補充選挙を行う予定であり、現在、準備を進めております。なお、補充選挙の中執の任期は2019年3月～6月の4ヶ月間となります。

- 12月上旬 選挙公示
- 12月中旬 立候補者受付
- 12月下旬 投票・開票

皆様、立候補についてご検討をよろしくお願いいたします！

不当差別是正訴訟 裁判傍聴へご協力を！

第15回口頭弁論が下記の日程にて開催されます。裁判傍聴の募集をしておりますので、ご協力いただける方は組合事務所までご連絡ください。今回は裁判所の求めに応じて西村資料をまとめたものを使用し、裁判の審理等を加速的に進めていく予定となっております。

原告団の名誉回復のみならず、自由にものが言える職場を作るためにも、皆様のご支援や裁判傍聴へのご協力をよろしくお願いいたします。

- 日時：2018年11月8日（木）10:30～（集合10:15）
- 場所：水戸地方裁判所3階（旧県庁 三の丸庁舎向かい）
- その他：口頭弁論後、別館7階にて報告集会を開催します。

署名募集中!! [介護・最低賃金・保育]

原研労組では全労連、全国保育団体連絡会からの依頼を受け、現在下記3件の署名への協力を行っております。

署名は東海地区では組合事務所にて行うことができます。東海地区以外では、各支部執行委員等に用紙をお渡しいたします。また、メール添付の用紙に署名し、分会長・支部執行委員・中央執行委員までお渡しいただいても結構です。

- ◇ 介護に笑顔と希望を
- ◇ 実現しよう！全国一律最低賃金
- ◇ 保育はいまとみらいを支えている。みんなの声で保育の改善を！

趣旨にご賛同いただける方は、署名へのご協力をお願いします。
